

2018年度コレスポンデントに係る業務委託先募集要項
【モンゴル・ウランバートル市】

2018年2月28日
独立行政法人日本貿易振興機構
ジェットロ北京事務所
所長 堂ノ上 武夫

日本貿易振興機構北京事務所（以下「ジェットロ」という）では、日本企業等によるモンゴルでの海外市場開拓等を支援するため、モンゴルにおける経済・制度等に関する情報収集・発信および販路開拓に係る業務等を委託できる法人を募集いたします。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 事業目的

日本企業等によるモンゴルでの海外市場開拓等を支援するため、モンゴルにおける経済・制度等に関する情報収集・発信および販路開拓に係る業務などを行う。

2. 対象国・地域（カバーエリア）

モンゴル国

3. 応募資格（以下の基準をすべて満たすこと）

- (1) モンゴルに現地法人または支店を持ち、本業務を実施・管理する責任者および本業務に従事する担当者（責任者が担当者を兼任することも可）が常駐していること。
- (2) モンゴル語及び日本語が堪能で、マクロ経済情報等をまとめたレポートを正確な日本語で執筆ができる担当者がいること。
- (3) ジェットロが実施するイベントや企業訪問等の際にビジネスレベルでの日・モ通訳ができる担当者がいること
- (4) 本業務を実施・管理できる能力を有しており、本業務を実施するための体制が整備されていること。ジェットロからの指示に基づき適切に人員配置を整えることができること。
- (5) ジェットロが求める経理およびその他の事務についての説明・報告が出来るなど、ジェットロが本業務を委託する上で必要とする措置に適切に対応出来ること。
- (6) 日・モ企業の販路開拓のためのマーケティング及び貿易実務等に精通していること。かつ、同分野で4年以上の職務経験及び豊富な知識を有する担当者がいること。

- (7) 日・モ企業の販路開拓のための展示会等のイベントの運営・管理に精通していること。かつ、同分野で4年以上の職務経験及び豊富な知識を有する担当者があること。
- (8) モンゴルの政治経済及びマクロ経済についての調査・研究に精通していること。かつ、同分野で4年以上の職務経験及び豊富な知識を有する担当者があること。
- (9) レポート等の執筆に当たっては、すべての根拠資料をジェットロにて閲覧可能な媒体・形式にて提出ができること。根拠資料がモンゴル語である場合には、確認に必要な部分を明示し、該当部分を日本語に翻訳したうえで提出ができること。
- (10) 本業務を遂行するために必要なPC操作（Word、Excel、PowerPoint、E-mailなど）が可能であること。また、ウィルス対策ソフトを導入する、ジェットロの指定するコンプライアンス・情報セキュリティ研修を受講するなど、ジェットロの求める情報管理を行うことができること。
- (11) 責任者および担当者は、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。また、国内及び海外への出張ができること。
- (12) 企業および個人として過去に刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。また、中小企業などに対するコンサルティング業務、展示会等イベント業務もしくは調査業務への従事実績がある場合、当該業務の実施内容や実施姿勢などに重大な問題や関係者とのトラブル、または事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こしていないこと。また、反社会勢力、またはこれに類似する団体に所属する個人ではないこと。

4. 委託内容および想定業務量

- (1) ジェトロの顧客へのビジネスサポートサービス
 - 現地政府や企業関係者のアポ取得（出張、ミッション来訪対応）：12回
 - 通訳、移動手段の手配（出張、ミッション来訪対応）：5回
 - 現地情勢ブリーフィング（出張、ミッション来訪対応）：5回
 - 現地情報の収集・提供（引き合い対応）：20回
 - ※ ジェトロの顧客は最寄りのジェットロに所定の用紙にてビジネスサポートサービスを依頼する。依頼に対してジェットロ・北京事務所がコレスポンドと連絡し対応可否を決定し顧客に連絡する。
- (2) 調査・情報収集
 - 現地政治経済状況に関するレポートの作成
（四半期に1本のモンゴル経済情勢：4回、毎月の通商弘報作成：12回、投資コスト比較調査の実施：1回、モンゴル概況の更新：1回など）
 - 管轄地域の政治・経済に関する情報の収集、提供：5回
- (3) ジェトロの事業（職員の出張、ミッション派遣など）へのサポート
 - 現地政府や企業関係者のアポ取得：10回
 - 通訳、移動手段の手配：5回
 - 訪問先への同行、通訳：10回

- 現地情勢ブリーフィング：12回
 - 現地情報の収集・提供：20回
 - 事業企画へのアドバイス：5回
 - 政府及び政府機関等との連絡調整：20回
 - その他ジェトロが開催する事業に対し連絡調整等の協力
- (4) その他
- ジェトロの指定するコンプライアンス・情報セキュリティ等研修(E-learningを想定)を受講・修了すること。
 - ジェトロの指定する形式で月例報告、業務完了報告および各種経理証憑を提出すること。

※上記の連絡調整においては、メール内容等の翻訳を含む。

※上記の想定業務量は現時点での見込みであり、結果として増減する可能性がある。なお上記の業務量より増加する場合でも原則として追加の委託費の支払いは行わない。

5. 契約期間

2018年4月1日～2019年3月31日

6. 募集社数

1社

7. 応募方法

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、その他必要書類をジェトロ北京事務所宛に電子メールで提出してください。

8. 応募期間

2018年2月28日(水)～3月9日(金)

9. 選考方法

選考：書類審査

選考に当たっては資格要件及び提出見積額並びに、コレスポンデントとして有することが望ましい要素として以下に提示する内容を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- ① 本業務を効果的に遂行するために必要な国内外のネットワークを有している。特にモンゴル政府及び政府機関との円滑なコミュニケーションができる。
- ② 責任者および担当者はモンゴル語及び日本語が堪能で、中堅・中小企業経営者などとの円滑なコミュニケーション(文脈の認知、論理的文書の作成等)ができる。
- ③ モンゴルの政治経済及びマクロ経済についての専門的な分析ができる担当者がいる。

モンゴルの政治経済・マクロ経済情報等をまとめたレポートを執筆し、有料媒体・書籍として公表した実績がある担当者がいる。

- ④ レポート等の執筆に当たっては、知的財産（著作権等）の重要性を理解し、引用部分とデータ等の事実ならびに執筆者の意見を分けて記載することができる。
- ⑤ レポート等のジェットロへの提出に当たっては、日本語のネイティブチェックを経たうえで提出ができる。
- ⑥ 自身の専門性（知識や経験など）を本業務に生かすことができる。また、EPA や税制・法律等の最新情報を積極的に学び、自身が有する知見と組み合わせることで効果的な業務実施することができる。
- ⑦ 日・モ企業の販路開拓のための展示会等のイベントの運営・管理にあたり、日・モ関係者との円滑なコミュニケーションができる。
- ⑧ 本業務の趣旨に沿った形で、必要に応じて英語による業務が可能である。
- ⑨ 本業務に対し、自ら積極的に取り組み、成果に結び付けていこうという強い意欲・粘り強さが感じられる。
- ⑩ 本業務に対して十分な業務時間が確保でき、支援企業などからの要望にすばやく対応出来る。海外出張などにおいても電話・メール対応出来る体制を保持している。

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

10. 提出書類

- ① 応募用紙
- ② 見積書
- ③ 法人登記書類の写し
- ④ 本業務に係る体制図（様式自由）
- ⑤ 本業務に従事する担当者が複数名いる場合、その者の略歴（責任者が担当者を兼任することも可とする。その場合は応募用紙に責任者の略歴を記入するのみで可。様式自由）
- ⑥ 過去の業務実績（経済関連のレポート・記事、通訳の実績、並びに展示会・ビジネスマッチング等のイベント実施実績が分かるもの。様式自由）
- ⑦ 本業務に資する資格に関する書類（提出は任意）
- ⑧ 上記10. で提示した要素を満たすことを示す書類（提出は任意）

11. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定及び事業実施のために利用します。

12. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。

- (2) 受託者は、業務の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。
- (3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに業務成果はジェトロに帰属します。
- (4) 本案件は 2018 年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取りやめることがあります。

13. 応募先・お問い合わせ

ジェトロ北京事務所 担当：藤原

E-mail：PCB@jetro.go.jp

TEL：010-6513 7077（内線：123）

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

以上